

関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する変更基本協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社建設・技術本部長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社建設事業本部長（以下「丙」という。）とは、平成24年5月10日付で締結した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「原協定書」という。）第7条の規定に基づき、原協定書の一部を次のとおり変更する。

1 第4条第2項を次のように改める。

第4条

2 前項に規定する用地取得等及び工事等の施行に関する細目協定の締結者は、甲、東日本高速道路株式会社関東支社長及び中日本高速道路株式会社東京支社長を基本とする。

なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月6日

甲 国土交通省  
関東地方整備局長 深澤 淳志

乙 東日本高速道路株式会社  
建設・技術本部長 山内 泰次

丙 中日本高速道路株式会社  
建設事業本部長 廣瀬 雄